

政策法務ニュースレター

・ 現場の課題を解決するルールを創造するために

2010.5.26

VOI.7-1

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunsho/seihou/letter/

本号の内容

みんなで法務能力を高めませんか？

「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」の制定について
(農林水産部森林課)

「地方自治の本旨」かなった法律の解釈と「条例制定権」
～神奈川県臨時特例企業税通知処分取消等請求控訴審判決～

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務室 中庁舎6F

電話 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

みんなで法務能力を高めませんか？

このニュースレターでは「政策法務」という言葉が多く出てきますが、今回は「法務」に焦点を当ててみます。法律なんて見るのも嫌だよ！などと言わず、ちょっとだけお付き合いください。



法務って何？

広く法律に関する事務のことですが、主に自治体職員が関わるものとして次の事務があります。

法執行

申請に対する許認可、届出の受付、手当の支給のように、法律や条例を解釈し、運用する事務のことです。特殊な申請があった場合には新たな判断が必要でしょうし、ルールを守らない者に対して許可の取消し、立入検査や命令を行う必要もあります。通知やマニュアルどおり行うだけでは片付かないことを多くの方が経験しているでしょう。相手によって不公平な取扱いをしないことが原則です。

立法

条例、規則などを制定したり、改正したりする事務のことです。課題とその解決方法を検討し、条文の形にしていきます。県独自の条例を制定する場合、検討開始から成立までに数年を要する場合があります(3ページに実例が掲載されています)。

内容によっては、あらかじめ広く一般の意見

を求めるため、意見公募手続(パブリック・コメント)を行う必要があります。

争訟

、の結果として訴訟や不服申立てがあった場合、これに対応する事務が発生します。よく聞かれるのですが、県が訴えられないようにすることはできません。きちんと説明できるよう、準備しておくことが重要です。

また、ルールを守っていない者に対して、場合によっては訴訟を起こし、毅然とした対応を取ることも求められます。



六法全書を暗記するの！？

あの分厚い本の中身を全部覚えられたらすごいことです！

しかし、法令は常に制定・改廃が行われている生き物であり、せっかく覚えた条文もすぐに過去のものになっていきます。むしろこまめに、最新の根拠法令を参照する習慣をつけることをお勧めします。

根拠法令というと、『 法第 条第×項』といった個別の条文が思い浮かびますが、これは単独で存在しているわけではなく、複雑な法体

系の一部として存在しています。

まずは次の点がどうなっているか、確認してみましょ

その法律・条例の目的・趣旨
詳細を定める政省令・規則など
法体系の最上位に位置する憲法
行政手続法・行政手続条例(行政手続一般
について定めています)



どうやって調べたらいいの？

業務に直接関係する法令の解説書以外はなかなか手元にないでしょうし、書籍を読んだだけでは解決できないこともたくさんありますよね。

政策法務課では次のようなサポートをしていますので、ぜひ活用してください。

千葉県法規集

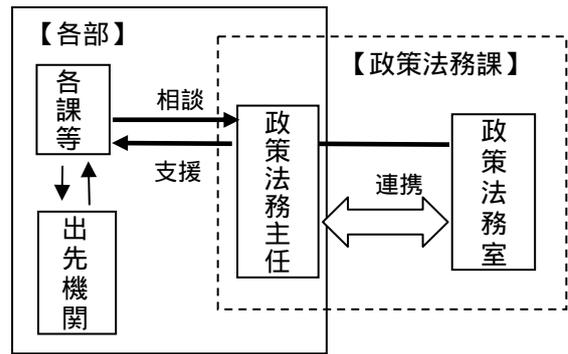
千葉県ホームページで県の条例、規則などを見ることができます。職員の場合は、県庁内ホームページから「各情報システム」「千葉県法規集」で県の条例、規則などのほか、現行法規(国の法律、政令、省令など)の閲覧・検索ができます(ユーザID・パスワードの入力は不要)。

法律相談制度

「行おうとしている業務が法令等に抵触していないか」「困難事案を法的手段によって解決できないか」「法令等の解釈・運用をどうしたらよいか」といった疑問を抱えていませんか?各部に配置された政策法務主任と政策法務課政策法務

室が連携して対応しています。

詳しくは、VOL.6-1を御覧ください。



パワーアップ研修

平成22年度も次のとおり実施しますので、是非ご参加ください!

政策法務(超入門)

8月6日(金)【1日】(30名)

政策法務(解釈・運用研修)

~法令の味わいかた~

9月13日(月)【1日】(20名)

政策法務(チャート化で学ぶ立法)

~条例づくりのレシピ~

11月9日(火)、16日(火)【2日】(20名)

いずれも「法を問題解決のために活用する」という政策法務の考え方について学ぶとともに、体験型の演習を通じて法令への理解を深めます。

法制執務・訟務実務

9月10日(金)【1日】(20名)

条例や規則の立案、訟務に関する基礎的知識を習得します。今年度から隔年での開催です。

コラム ~政策法務1年生成長記~

はじめまして。今年度から政策法務1年生2人が政策法務ニュースレター担当になりました。無事に成長していけるか心配ですが、政策法務が自分のツールになるように頑張ります。1年生の視点を大事に、政策法務についてわかりやすい連載を心掛けていきたいので、よろしくお願ひします。

担当になって早々、「立法事実が大切だ」と先輩からお話がありました。今回のテーマは「立法事実」です。条例で行政課題の解決を目指す場合の裏付けとなる事実の積み上げ。問題の原因などの情報を数多く集め、どのように対応するか検討する作業。おおまかに表現するとこのような感じでしょうか。

大小さまざまな石(諸問題)をきちんと積み上げ、崩れない石垣(立法事実)を築き上げましょう。頑強な石垣がないと城(条例)そのものは成り立たないですね。

冒頭の『みんなで法務能力を高めませんか?』の記事は、まさに私たちに向けられた言葉のようなものです。



「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」の制定について

農林水産部森林課

条例化の背景 >>>>

本県は、起伏の小さい丘陵地、良質な山砂が産出できる地質、道路・港湾施設等が整備された交通網などから、残土埋立てや砂利採取の適地となっており、全国的に見て林地開発行為(森林法)の許可件数が多い状況にあります。

【不適正な林地開発行為等が頻発】

- 許可条件違反や無許可開発の多発
- 同一事業者の再違反等
- 事業地の放置による森林が復元されない状況
- 不適正な林地開発行為等による災害の発生

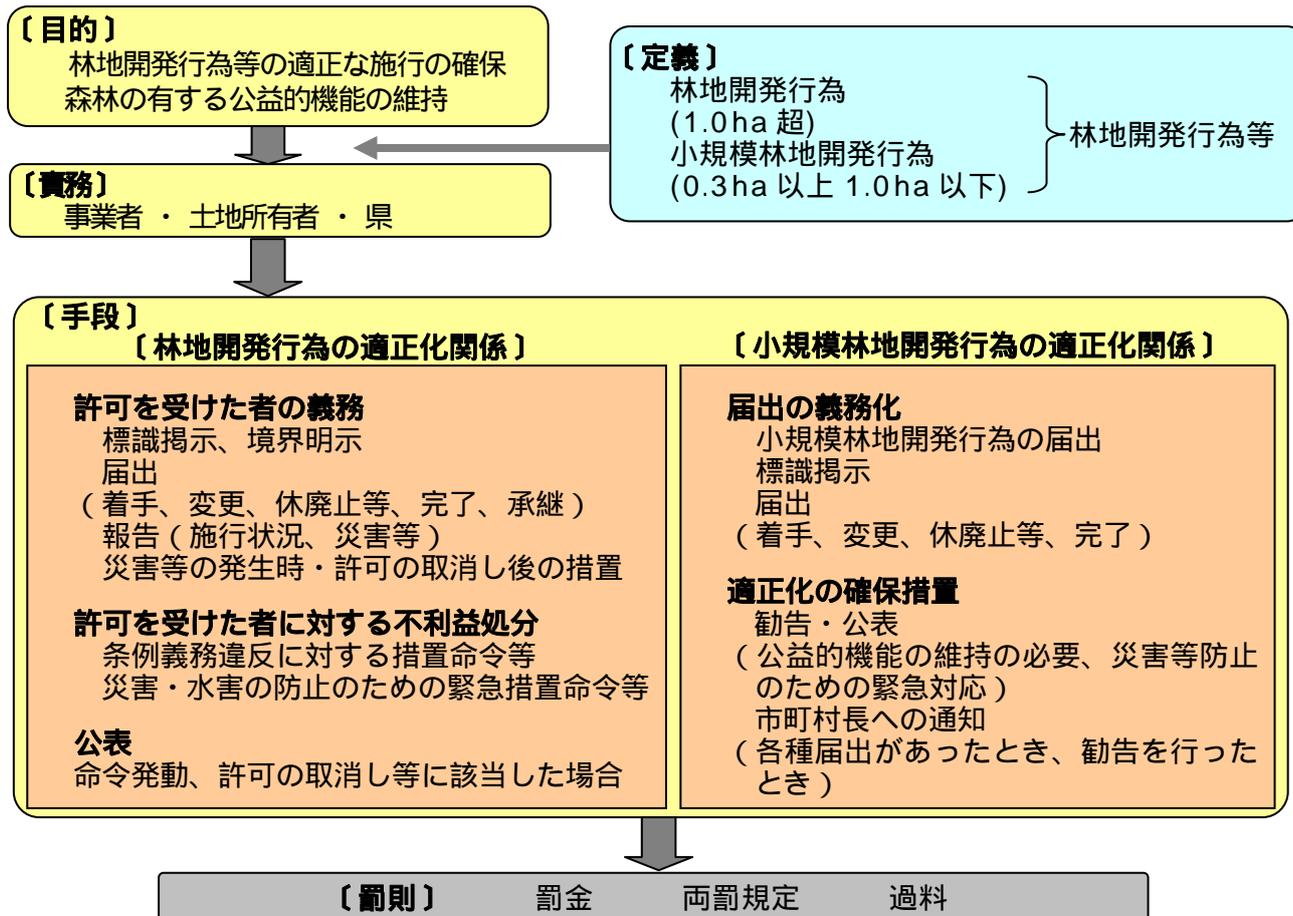
【現在の対策の限界】

林野庁の通知や技術的助言を踏まえた要綱により運用してきましたが、行政指導では強制力がなく、不適正な林地開発行為等を是正できない状況でした。

【条例化の制定経緯】

- 平成 16 年 11 月、政策法務委員会において、政策法務重要案件に指定
- 平成 21 年 1 月、専門家で構成される条例検討会から「政策提言」(条例要綱案)
- 国や関係各課との調整・現場の意見の反映
- 平成 22 年 3 月、条例制定

条例の概要 >>>>



今後の取組 >>>>

現在、平成 22 年 10 月の条例施行に向けて、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針の整備の準備をしています。パブリック・コメントや関係機関等の意見をこれらに反映するとともに、関係機関への研修、事業者への周知や啓発の充実を図っていきます。

「地方自治の本旨」にかなった法律の解釈と「条例制定権」

～ 神奈川県臨時特例企業税通知処分取消等請求控訴事件判決～

事件の概要

< 東京高裁平成22年2月25日判決 >

神奈川県は、一定の法人の事業活動に対し「臨時特例企業税」を課する条例を制定し、企業に課税しました。

これを不服とした企業側は、本件条例が地方税法に違反し、無効であるとして訴えを提起したものです。

判決の概要

東京高裁は、次のとおり、神奈川県の主張を認め、控訴を認容しました。

条例が法律に違反するかどうかは、両者の間に「矛盾抵触」があるかどうかによって決すべきである。

参考：徳島市公安条例事件判決（同判決については政策法務ニュースレターVol.6-2の4ページを参照）

地方税法は、法定外普通税の課税要件等については、一定の場合を除きいわば白紙で地方公共団体に委ねており、法定外普通税について地方公共団体が制度設計することは、国の税法の制度設計権を侵すものではない。

臨時特例企業税は、法人事業税とは課税の対象も性質も異なっており、法人事業税の目的・効果を否定するものでもない。

本件条例は地方税法に違反しない

本判決の注目すべき点

本判決の大きな特徴は、次のとおり、法令の解釈に当たって地方公共団体の判断をできる限り尊重する姿勢をとっていることです。

条例は法律の定めには反することはできないが、地方公共団体の権能等を規律する法律は、憲法の規定を受けて、地方自治の本旨に基づくよう制定されなければならないから、個々の法律の解釈もできる限り憲法の定める地方自治の本旨にかなうように行われることが求められる。

地方税法の解釈適用に当たって、憲法が、地方公共団体の課税権を保障し、地方税法の内容が地方自治の本旨にかなうように要請していることを考慮すべきである。

留意点

本判決が上記のような姿勢をとっていることは、条例制定権の範囲を考える大きなヒントとなります。

条例の制定に当たっては、立法事実を収集・整理したうえで、憲法適合性、合法性を十分検討し、裁判所の審査に備えておくことが重要です。

企業側は、本判決を不服として上告しており、今後の裁判の動向が注目されます。